

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会
(第2回)

日時 令和元年11月20日(水) 10:00~12:23

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

○稲邑調整官

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会の第2回会合を開催いたします。

本日はご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、本日もオブザーバーとして、関係業界団体、関係機関の皆様にご参加いただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、時間の関係上、お手元の名簿と委員等名簿の配付をもってかえさせていただきます。

それでは、山地委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○山地委員長

では、第2回の会合を始めたいと思います。

前回1回目は電力システムのレジリエンス強化に向けた背景ですね、それを説明した後、早期復旧のための関係者の連携強化とか、あるいは強靱な電力ネットワーク形成にかかわるいろんな論点、それをご議論いただきました。

本日はさらに深掘りしていくということで、電力会社による個別情報の自治体等への提供の問題、それから、送配電網の強靱化とコスト効率化の両立の問題、それから、電源等分散化の問題、以上についてご議論いただきたいと思います。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○稲邑調整官

本日の委員会はYouTubeでライブ中継をしております。YouTubeでごらんの皆様は経済産業省ホームページにアップロードしておりますファイルをごらんください。

本日の配付資料は、配付資料一覧、議事次第、委員等名簿、座席表に続きまして、資料1として、電力システムのレジリエンス強化に向けた論点、資料2として、小野委員提出資料をご用意しております。

○山地委員長

プレスの方の撮影は特にないですね。

では、早速議事に入りたいと思います。

まず、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○稲邑調整官

資料1、電力システムのレジリエンス強化に向けた論点をごらんください。まず、ペー

ジ番号1でございますが、本日も議論いただく論点、前回7つの論点全体像を示させていただきましたが、今回このうちのc、e、f、gの4つの論点をご議論いただきたいと思っております。

まず最初のページをめくっていただきまして、2ページ目のc. 電力会社による個別情報の自治体等への提供の論点でございます。こちら前回議論させていただいた際に、委員から指摘がございまして、例えば電力システムの活用に当たって個人情報の保護の確保が重要である。さらに、本人同意の取得について、実効的なコントローラビリティの観点からワークする仕組みが必要、こういったようなご指摘ございましたので、この2点にお答えするような形で資料を準備させていただいております。

次のページが、前回使った資料の論点の部分でございます。

めくっていただきまして、4ページ目が前回の主な意見の紹介と、過去の委員会における主な意見の紹介で、ご参考でございます。

続いて、5ページ目をご指摘事項の1つ目についての考え方でございます。ご指摘事項について、電力データの活用に当たって、個人情報保護や消費者保護の確保が必要というところでございます。この点につきまして、前回は紹介させていただいた個人情報保護する仕組みとして情報銀行のスキームがございまして、この2番目のポツで書かせていただいているように、情報銀行の認定に当たっての情報の適切な取り扱い、それから、需要家保護の仕組みのためのポイントを3つ——少し声を上げてさせていただきます。すみません。

3点ございまして、1番目の、ポイント、3つございまして、情報セキュリティや個人による情報のコントローラビリティが確保されているというところでございます。

下の図にありますように、個人が同意をした上で……。

(中断)

○稲邑調整官

下の図にありますように、個人が同意をした上で、情報銀行に情報を委任して委ねるという形でございます。この情報銀行が個人に対して、しっかりその情報の取り扱いについて損害が生じた場合に賠償責任を負うこと、こうしたことをモデル約款の記載事項とする、それから第三者の諮問委員会が情報提供先の適切性などについて審議・助言を行う、こういったことが要件化される仕組みでございます。

詳細、情報銀行の基準については、次のページに参考で紹介させていただきますが、こうした個人情報保護法の規律を前提とした仕組みを前提として、この電力の使用データの活用を進めてはどうかという提案でございます。

次のページ、6、7ページをごらんいただきますと、情報銀行の認定基準を書かせていただいております。例えば、事業者の適格性として、損害賠償請求があった場合に対応できる能力があること、それから、ガバナンス体制等が……。

(中断)

○稲邑調整官

今、6、7ページ目で情報銀行の認定基準を参考として紹介させていただきました。

続きまして、もう一つご指摘ありました点について、8ページ、9ページでご説明させていただきたいと思いますが、電力データの活用について、本人同意の取得、どのような具体的な仕組みでやっていくかというところをご下問ございました。8ページ目の真ん中でポイントを3つほど書かせていただいておりますが、9ページ目の図のほうで簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、この中立的な専門知識を持った機関を国のほうで認定するような形で関与する仕組みで考えております。こちらに対して、個人、需要家のほうで同意を前提に情報を出して、この中立的機関に情報を委ねる形にする。その上で、情報提供先に対して、条件を付した上で情報を提供する。この右側の情報提供先による適正な利用をしっかりとこの中立的機関が監視・監督するような仕組み、それから、個人のほうで情報利用についての苦情や相談がありましたら、それにこの機関がしっかりと対応できるような体制を整えるというような形でスキームを考えたいというふうに思っております。

その次のページでございますが、こちらはイギリスの事例でございます。イギリスでも国の監督のもと、スマートメーターの情報をDCCという会社で管理するスキームをつくっております。こうしたものも参考にしながら、個人情報の確保の具体的な制度設計を今後検討していければというふうに考えております。

次の論点、11ページでございますが、送配電網の強靱化とコスト効率化の両立という議論を前回させていただきました。次の12ページに前回の論点でございます。設備更新計画の策定というところと、それを裏づけるような形で託送料金制度改革というものを進めていくべきではないかというような議論でございました。この点について、託送料金制度改革について掘り下げて、今回ご議論いただきたいというふうに考えております。

13ページに、託送料金制度の基本スキームの案を示させていただいております。現行の託送料金制度において、送配電事業者によって値上げの申請がある場合に、これを厳格な審査を行った上で認可する仕組みとなっております。

この仕組みのもとでは、値上げの申請がない場合に、原則、料金が維持されることとなりますので、事業者みずからが効率化をするインセンティブという面で課題があるというような議論が、これまでされてきたところでございます。

このため、送配電事業者に、必要な送配電投資を着実に実施させると同時にコスト効率化を促すことを、欧州の制度も参考にしながら考えてみではどうかという提案でございます。

具体的には、この真ん中に2つダッシュで書かせていただいておりますが、一定期間ごとに収入上限、レベニューキャップというものでございますが、これを承認する、それで送配電事業者が適切で効率的な形で事業を実施しているかということ、定期的に審査する仕組み。その定期的な審査の間の期間については、このレベニューキャップの中で、事業者がコスト効率化した部分は利益となりますので、事業者みずから効率化するインセン

ティブを促していくという設計でございます。

あわせて、例えば、再生可能エネルギーの導入が予想を超えて入ってきた場合に、さらなる送配電網の整備が増設が必要になったと。それから、調整力の変動があるなど、こういった外生的な要因で費用増・費用減が発生した場合に、機動的にこのレベニューキャップに反映する仕組みとしてはどうかという提案でございます。

この制度の基本コンセプトとして書かせていただいておりますが、レジリエンスの向上や再エネの導入拡大、こういった日本全体の電力システムをより大きな便益につなげることを目標とすると、こういった基本コンセプトをあわせて掲げてはどうかという提案でございます。

次の14ページから16ページは、参考資料でございます。

例えば、日本と欧州の託送料金制度の比較等でございますので、17ページに進んでいただきまして、必要な投資確保の仕組みと置かせていただいております。前回、設備更新計画等、こういったものをつくるというような議論をいただいたところでございます。送配電事業者においてこうした計画をつくって、しっかりその実行ができるようなことを制度的に担保する必要があるのではないかとございます。

この託送料金審査において、こうした設備更新の計画に照らして、期間中に達成すべきアウトプットを設定する。このアウトプットは具体的な整備計画などになってきますが、こういったものを設定して、これに必要な費用というのをちゃんと期初で収入上限に盛り込む仕組みとしてはどうかという提案でございます。

それから、先ほども申し上げたように、外生的な変動による費用の増減が生じた場合において、その審査については、その変分のみの審査によって収入上限の反映を可能とする仕組みとしてはどうかというポイントでございます。

続いて、18ページでございますが、コストの効率化を促す仕組みと位置づけております。先ほど申し上げたような欧州の制度を参考とした仕組みを導入することによって、定期的送配電事業者の事業を審査を行うこととなります。定期的にやることによって、コスト効率化に資する仕組みになると考えております。

その審査に当たっては、効率的に事業を実施している事業者、それから、海外の事例を参考にしながら各社のコストを比較させていただく。その中で、一定の生産性向上の見込みなどを織り込むことによって、単位当たりのコストを算定する。例えば、設備ごとに合理化余地がどれくらいあるかというのは異なるものでございますので、こういったものを踏まえまして、どれくらい生産性向上が見込めるかというのを設定した、その上でコストを算定するという仕組みとしてはどうかというものでございます。こうした仕組みを設定することで、仕様の統一化、それからデジタル技術の活用など、事業者みずからが効率化、効率性向上のインセンティブになると考えております。

さらに、この議論については引き続き公開での議論を原則とすることで、託送料金の信頼性を確保することが重要ではないかというふうに位置づけております。

19ページでございますが、前回のご議論の中で、小売の経過措置料金についての意見がオブザーバーからございました。託送料金の変動が機動的に行われた場合において、小売経過措置料金がそのまま維持されるということになりますと、公平な競争の観点から……。

(中断)

○稲邑調整官

19ページに戻りまして、小売の経過措置料金について、これについても託送の変動に合わせて、機動的に反映させる仕組みを置くことが必要ではないかという論点提起でございます。

以上が託送制度改革の論点でございます。

続いて、20ページが「f. 災害に強い分散型グリッドの推進」という論点でございます。

21ページに、前回ご議論いただきました配電事業に新しい事業者を参入する仕組みという資料でございます。この点について、前回のご議論を踏まえまして、少し掘り下げた議論をしていただければというふうに考えております。

22ページに、配電事業を行っていく上でどのような義務を規制をかけていくべきかという論点でございます。この配電事業者につきましては、特定のエリアにおいて独占的にネットワークを運用する主体になります。そういう意味では、極めて重要な業務を行っていく主体となりますので、この適格性を事前に審査することが必要と考えられます。

今、一般送配電事業者に対して許可制としておりますのを、同じように経済産業大臣による許可制とした上で、配電事業者のライセンスの義務については、一般送配電事業者に倣った内容とすることが適切ではないかというふうに考えております。左下に許可制等、置かせていただいておりますが、例えば、電圧や周波数の維持義務、こういったしっかり配電事業を担っていく主体としての義務を負うというような設計ではどうかという提案でございます。

それから、2番目のポイントでございますが、需要家保護の観点から、いざという場合の最終的な電力の供給の確保、いわゆる最終保障供給義務、それから離島への供給義務、こういった部分……。

続けさせていただきます。すみません。最終保障供給義務及び離島供給義務につきまして、今、一定の負担に対し社会的責任を果たし得る能力を有している事業者として、一般送配電事業者が担っております。こうした過去の整理……。

(中断)

○稲邑調整官

それでは、途切れ途切れになって大変恐縮でございますが、続けさせていただきます。

最終補償供給義務及び離島供給義務について、今……。

(中断)

○稲邑調整官

ようやくマイクが戻ったようでございます。それから、ネット中継をごらんの皆様は多

分状況がわからなかったと思いますので、申し上げますと、経済産業省の地下駐車場で火災が発生した関係で、しばらく中継自体、あるいは音声の提供を中断していたところでございます。これから審議を続けさせていただきたいと思います。

それでは、3回目のチャレンジでございますが、一般送配電事業者に倣った形で、この配電事業者についても最終保障供給義務及び離島供給を一般送配電事業者が引き続き担っていただくというような制度設計としてはどうかという提案でございます。

23ページ、24ページが、この最終保障供給及びユニバーサルサービスについての参考の説明資料でございますが、飛ばしていただいて、25ページに配電事業ライセンスをどういうような参入要件にしたらいいかという議論でございます。前回のご議論の中で、例えばクリームスキミングみたいなことが発生しないようにする必要があるのではないかというご指摘を踏まえての議論でございます。

下の図でイメージを示させていただいておりますが、ある特定の需要密度の高い配電エリアがありまして、ここはコストより収入が大きい黒字になっているところでございます。ここだけ配電事業を切り出して他事業者にやった場合に、ここが出していた黒字部分がなくなってしまうので、一般送配電のエリア全体ではほかの部分の需要家の負担がふえかねないということになりますので、ここの部分について切り出してほかの配電事業者にする場合、例えばこのリース料とか適切な対価の設定が重要になってくるのではないかという論点がございます。いずれにせよ、ここにダッシュで書かせていただいたように、クリームスキミングにならないような詳細な基準をしっかりとつくっていく。それから、この配電事業を担っていく事業者について経理的基礎、技術的能力を有していることをしっかり確認していく、こういった詳細を今後検討してはどうかというふうに置かせていただいております。

それから、当然切り出した配電事業エリアの託送料金について、これを切り出したらどんどん高くなるということになってはおかしいので、一般送配電エリアの料金水準と比較して合理的な水準になるよう、この点についてもどういったような基準をつくっていくことが必要かと、今後議論を詳細を検討してはどうかという提案でございます。

次のページ、26ページでございますが、こちらも参考資料で、前回どういった配電事業者の参入があるかというようなご意見がありました。例えば、一般送配電事業者が今子会社をつくりまして、そこで技術を持っている企業と組んでやってみるという、この一番左の事業イメージ①で書いてありますが、新しい技術、それから課金体系を工夫することで、潮流の合理化を行い、配電網等の投資を抑えていく、こういったことで利益を得ていくと、こういったようなモデルもあるのではないか。それから、②、その右側でございますが、今マイクログリッドの実証事業で行っているような街区レベルでの取り組みとして、そこを配電事業として切り出すというもの。それから、③で書かせていただいたように、離島の運用の部分を配電事業者が担っていくというような、幾つかこういった可能性があるのではないかと考えています。

こうしたものをそれぞれ、先ほど申し上げたように、クリームスキミング等起きないような基準をしっかりと設定していくというようなことで議論を深めていくというふうに考えております。

それから、27ページは、前回ご指摘いただいた、今マイクログリッド実証事業でやっていることの教訓を踏まえた制度設計にというポイントでございますが、今マイクログリッド事業でやっているような形で一般送配電事業者が運用する中で、一部分を委託するような形でやっていくことについての限界というものを示させていただいております。こうした点も踏まえて、議論を深めていければというふうに考えております。

続きまして、28ページ以降、次の論点でございます。最新の電源の導入や多様化・分散化という点でございます。29ページで、前回のアグリゲーターの義務・規制のあり方の議論をいただいた際の資料でございます。今回少しこの具体的な義務・規制のあり方について詳細な議論をいただければと思っております。

続きまして、30ページでございますが、この規定の内容を置かせていただいております。アグリゲーターに今期待されるものの1つとして、災害時等の非常時に、供給力が足りなくなっているときに供給力を集めてくる、こういった役割が期待されているということ踏まえまして、アグリゲーターライセンスの義務について、発電事業者に倣った内容とすることが適切ではないかという論点でございます。

具体的に書かせていただいているように、経産大臣への届け出制とする。その上で、サイバーセキュリティ初めとする事業環境を確認できるように、変更命令付の届け出制としてはどうかという提示でございます。

次の31ページでございますが、アグリゲーターの規制範囲についてでございますが、左下の図のように、階層的なアグリゲーターの構造になっている実態もでございます。分散型のリソースを集めてくるアグリゲーターの上に、それをさらに束ねるアグリゲーターがいるというようなこともございます。こうした場合に、今規制がかかっていないところでございますが、全てのアグリゲーターを規制届け出制の対象にすべきかどうかというところでございます。これは今かかっていないのを規制のハードルをどこまで上げるかというところにも関係いたします。今こちらの案として示させていただきますのは、一番最上位のアグリゲーター、こちらが下位の部分も含めて全体を管理する、そういった前提でこの最上位のアグリゲーター、つまり小売とかに卸供給を行っている事業者に着目して、この卸供給を行っている事業者について届け出制の対象とするとしてはどうかという提案でございます。

続きまして、32ページでございます。電気計量制度の合理化、こちらの点について、前回もご議論いただきましたが、少し具体的な検討の方向性をご議論いただければと思っております。検討の方向性として、32ページで書かせていただいておりますが、この家庭等の分散リソースを活用した新しい取引を行う主体、主にアグリゲーターを想定しておりますが、こういったアグリゲーターが事前に経産大臣に対して届出を行うと、この届出を行

った事業者に対して、この事業者が適切な計量の実施を確保する、それから、家庭等の需要家を保護すると。そのために需要家への説明を求めたり、あるいは計器の精度の確保、こういったことを求める。こうした上で、届け出た取引については、計量法の規定の適用除外としてはどうか。

具体的に申しますと、家庭にある分散リソース、例えば太陽光パネルとか、こうしたものについて計量法に基づく個別の検定済みのメーターをつけるということではなく、パワーコンディショナーでついているような計量機能、こういった簡易的なものによる計測をもって取引の前提とすることを、という例外をつくってはどうかという提案でございます。

続きまして、次の論点、34ページ以降でございます。電源の投資状況というふうに資料を置かせていただいております。この左のグラフにあるように、日本の電源全体の平均設備年齢というのは年々上がってきているところでございます。こういう設備年齢が高経年化する中で、今後中長期的に適切な供給力、調整力のための投資を確保し、最新の電源の導入や多様化・分散化を促進していくことが必要ではないかというふうに置いております。今足元の状況では、電力自由化以降の競争活性化の中で、償却が終わった効率性の低い老朽電源が温存され、多額の資金が必要な電源の投資が進まない可能性があるというふうに置かせていただいております。

次のページ以降、35ページ、36ページで、北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトの状況について、35ページはブラックアウトに至る経緯の説明でございます。それから36ページは、ブラックアウトからの復旧において、多様な電源がこの供給力の積み増しの役割を果たしたという参考資料でございます。

続きまして、37ページ、38ページも参考資料でございますが、37ページは国内の火力発電所の投資計画の推移でございまして、この10年間で半分以下になってきているというところでございます。

38ページは、世界でも火力発電等への投資が減少しているという資料でございます。

39ページがこの論点でございますが、左側の図で模式的に示させていただいたように、自由化以前の長期の価格設定でございますが、こういった費用をベースとした売電価格の設定が行われておったために、安定的に料金の回収が可能でありました。こういった状況の中で、巨額の設備投資を行うに至るだけの長期的な予見可能性が確保されていたと考えています。

右側の現在の状況でございますが、卸市場価格をベースに投資を判断しなければいけなくなります。例えば図で示させていただいたような、ドイツのような国において、卸市場価格というのがこの10年ぐらいで上下で4割ずつぐらい変動しているというような状況でございます。こういった状況で発電事業者にとって長期的な予見可能性が低下しており、電源投資が進まない可能性があるというふうに置いております。

3番目のポツで書かせていただいたようなこうした状況の中で、必要な供給力、調整力を確保することができないのではないかというような懸念がございます。既存の制度・市

場、それから、今後導入していく容量市場など、こうしたものによって全体としてこうした懸念を払しょくするものになっているかどうか、こういった点を検討する必要があるのではないかという提起をさせていただいております。

40ページ目以降は参考資料でございます、前回水本委員から電力システム全体の中で、今の制度見直しの議論がどう位置づけられるかというところでございます。例えば41ページの下のほうで書かせていただいておりますが、電力システム改革全体の改革の基本方針と、現在行っている、議論させていただいている改革の関係を置かせていただいております。例えば、安定供給の確保の観点から、地域間連携性の増強の促進、あるいは災害時の関係者の連携、こういった位置づけができるのではないかというふうに置かせていただいております。

以上、長くなりましたが、私のほうから資料2に基づいて説明をさせていただきました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。途中中断もありましたが、説明していただきました。

予定ですと、引き続き本日ご欠席の小野委員から提出の資料2の説明をいただくんですけども、秋元委員、11時ごろ退室というので、今ご発言ご希望ですかね。では、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

どうもありがとうございます。少し早く退室しないといけないので、どうもありがとうございます。

きょうご提示いただいた方向性については、全て賛成いたします。適切な方向性が示されているのではないかというふうに思います。

少し個別に重要だというふうに考える点について、もう少し個別に申し上げたいと思いますが。

1つ目、情報銀行の件に関しては、前回もお話しさせていただきましたように、もちろん個人情報の保護が非常に重要で、その上でデータ活用ということは考えていかないといいけないというふうに考えていまして。今回個人情報保護をしっかり担保するような方向性として監視のあり方とか、情報銀行の内容の規定とか、そういうものを示していただいたと思いますので、そういう方向のもとでさらに深めていただければというふうに思います。

2つ目、託送料金制度のスキームについて、レベニューキャップ制度を導入するというようなご提案があって、これも機動的に対応していくことが今後の対策というか送配電網の整備にとって重要だという認識のもとでそういうご提案だというふうに思いまして、これも非常に重要なことだというふうに考えております。

また、小売の経過措置料金についても、ある程度機動的な反映ということについても少し触れられていますが、やはり例えば非化石価値取引市場などで価格が乗ってくるということになると、小売の公正な競争を阻害する可能性がありますので、規制料金が残ってい

て、そこがなかなか変わらないということになると、競争環境を阻害する可能性がありますので、そこも機動的に反映できるような仕組みということは私は重要だというふうに考えております。

配電事業関係でも、前回もちょっとクリームスキミングの懸念ということを申し上げましたが、それに対する対応についてもご検討いただいておりますし、そのほか、電気計量制度の方向性等についても説明をしっかりとしながらただ新しい形で活用していくという方向性も、技術のイノベーション、そして再エネ等の分散電源の導入拡大という意味でも重要ではないかというふうに考えます。

最後になりますけれども、電源の投資の問題についてご提示いただいておりますが、これも非常に重要な論点だというふうに考えておまして、小野委員の資料にも少しありましたが、容量市場では4年前で入札という形になるので、それではやはり結構重要な電源で時間のかかる、リードタイムがかかる電源の拡張というものは難しい可能性もありますし。容量市場の場合は、老朽電源の体質に絡むような限界値のところの電源には非常に容量市場というのは効くと思いますけれども、新設をしっかり促していくという部分では十分ではないというふうに考えております。

きょうも資料の中でもご提示ありましたけれども、市場を使うとどうしても価格ボラティリティが非常に高くなってしまいますので、リアルオプション理論からしますと、このボラティリティが事実上プライスになってしまいますので、その部分も上乘せされるということになるので、本来安定的なリターンが期待できる部分での平均的な価格とはちょっと違ってくるということになりますので、投資がどうしても、特に長期的な投資が必要なものに対してショートしやすくなってくるということになりますので、そういった問題に対する対応の方向性ということも示されたというふうに思いますので、非常に方向性としては全て適切なものだというふうに考えますので、引き続きご検討いただければというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、予定の議題に戻りまして、ご欠席されている小野委員から資料が出ておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○稲邑調整官

資料2の小野委員の意見をポイントを紹介させていただきます。

3点ございまして、1、新たな託送料金制度の導入。こうした改革は次世代ネットワークを構築していく上で重要なものと認識しており、支持する。発電とネットワークの合計コストを低減させる方針を堅持しつつ、必要な投資が円滑に行われるよう、制度を運用していただきたい。

2番目、配電事業ライセンスの設計。配電事業者に対して、一般送配電事業者に倣って

義務を課すという基本的な考え方に賛同する。加えて、配電事業エリア内の託送料金や公租公課のあり方については、エリア外との公平性の観点に十分留意した設計が必要である。

3点目でございます。電源投資の確保。自由市場のもとでは、事業者の投資インセンティブも、金融機関からのファイナンスも、確保が難しいと考える。容量市場には一定の役割が期待されるが、4年後の1年の予見可能性を確保するだけでは、電源の新設を促すには不十分ではないかといった懸念がある。

電源建設のリードタイムを考えれば、供給力・調整力不足等が顕在化した後で対策を打っても、問題解決まで一定の時間を要する。経団連として危機意識を持っており、電源投資の確保に関する検討が早急に進められることを期待する。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今から自由討議、質疑の時間としたいと思います。いつもやっておりますけれども、ご発言ご希望の方、ネームプレートを立てて意思表示をしていただきたい。また、これも毎回申し上げておりますが、インターネット配信を行っておりますので、視聴者の方が聞きやすいように、マイクを近づけてご発言いただきたいと思います。

では、よろしくお願ひいたします。いかがでございましょうか。今回は待ち時間もありませんから、資料もよく読み込んでいただいたんではないかと思うんですが、いかがでしょう。では、まず廣瀬委員からお願いします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。

ご説明ありがとうございました。

ローマ字の小文字のeですね、送配電網の強靱化とコスト効率化の両立について、感想になりますが、申し上げます。託送料金の審査の際に送配電設備の新設計画、更新計画の提出を求める、国が個別の送配電事業者の事業について定期的に審査を行う仕組みを導入するということですので、これは送配電会社の経営の核となる部分に国が直接かかわっていくということかなと思います。それはちょっと大きく申しますと、従来民間企業としての活力を生かして遂行されてきた電力事業のあり方自体にかかわる可能性もあるのかなと思ひました。もちろん、電力事業の中でも送配電事業というのは自然独占性が強いですから、これは従来から規制事業でありまして、本質的には余り変わらない、つまり従来のあり方と今回ご提案のお話は本質的な変化ではないという考え方もできるかもしれません。けれども、きょうの資料の一番後ろにもありますように、今大枠で議論していますのは、その電力事業にも自由化といいますか、市場原理を入れていく、自由化、市場化を進めていこうという議論をしているわけですから、その方向性とピタリと一致するのかなというのが疑問として浮かびました。

そのような大きな議論というのはほかの場でしっかりなされているということで、私が

存じ上げないだけかもしれませんが、ちょっと気になりましたのであえて申し上げました。

ただし、送配電事業に対して国の関与が強まるということ自体に私が反対しているということではございません。例えばですが、電力事業に対する資金提供者、投資家の観点から申しますと、設備投資計画に対して国の関与が強まるということは、その投資計画の実現可能性がさらに高まっていくということになりますので、それは資金提供者、投資家から見ると安心につながります。その分、事業にとっての資金調達のコストが小さくなるということにつながりますので、それはそれで望ましいと考えております。

もう一点、この設備計画に関してですが、託送料金の申請時に、この設備投資計画が求められる。その後は着実に実施されていくということですが、従来であれば、一般電気事業者ということで、送配電部門と発電部門が情報を共有していたわけですので、各エリア内の電源への投資計画というのはほぼ全て把握した上で、送配電設備の投資計画を策定されていたのかなと思います。しかし、これからは送配電事業は法的に分離されますし、また、分散型電源の増加、再エネの主力化ということもございますので、送配電設備への投資というのは以前と比べますと非常に状況の変化が早い、需要と供給が正確に見えづらくなる、見通しにくくなる中で進めていかざるを得ないのかなと思われまます。

そうしますと、資料のご説明にあったのとは逆に、計画どおりに投資してしまうと、近い将来これは無駄になるのじゃないかというような送配電設備も出てくるということもあり得ます。そういうことがもしある場合には、審査を経た計画だからといって当初の計画のまま進めてしまう、そうなってしまうと結局は料金にはね返ってきますので、本末転倒になります。そこは国が送配電事業に定期的に審査を行うということですので、国と事業者で知恵を出し合って、当初の計画にこだわらず、臨機応変に見直していくというようにお願いしたいと思います。

もう一点、f、災害に強い分散型グリッドについて申し上げます。最終保障供給義務と離島供給義務が引き続き一般送配電事業者にあつて、一部の系統を配電事業者に譲渡あるいは貸与するということですが、そうすると、その系統は将来において一般送配電事業者のもとに戻ってくることがあるのかなと。そうすると、普段は自社で運用していない設備の維持、更新の責任を結局は一般送配電事業者が負うことになる可能性もあるのかなと思われまます。供給義務の履行も一方で求められるわけですから、いわば一般送配電事業者とすると、極めて難しいことを同時に求められるようになるのかなと思います。かといって、そのための備えとして丸々二重投資をするということになりますと、これはまたおかしなことになってしまいます。

このような難しい要求にどのように対応していくのか、一般送配電事業者の皆様と既にそのあたりは議論されているということかもしれませんが、それであれば、その内容をこの会議の場で紹介していただくと議論がしやすいと思います。新たな仕組みを導入するその実効性を高めるという観点から、それをお願いできればと思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

この後ですけれども、何人か立っておりますけど、この後3つぐらい言いますと、まず松村委員、それから、オブザーバーの電事連、清水さん、それから大橋委員、また立つての方に順番に回してまいりますので、まず、松村委員、お願いします。

○松村委員

基本的に事務局の提案全て合理的だと思いますので、この方向で進んでいただければと思います。その上で、若干懸念していることがあるので、この後の議論のときには慎重に考えていただきたいということです。

まず、現状の制度どうなっているのかというと、レベニューキャップという格好にはなっていない、プライスカップという格好にはなっていないけれども、値下げ届出制ということなので、実質的には効率化係数も入っていないし、投資調整条項も物価調整条項も何も入っていないプライスカップというのに非常に近い制度になっているということは認識する必要があると思います。そうすると、効率化係数は入っていないんだけど、ただ需要が縮小したのかというようなことがあったとすると、その分は効率化しないと値上げ申請に追い込まれるとかという、そういうようなことがある。仮に物価が上昇するということがあったとすると、それぐらいはその効率化しないといろんな問題が起きると、そういういびつな格好で効率化係数が入っているということなんだと思います。

そうすると、需用が大きく縮小したときには効率化いっぱいしなければいけないけれども、そうでないときにはしなくてもいいとか、物価が下がっているときにはしなくてもいいけれども、上がっているときにはしなきゃいけないとか、それどう考えてもすごく変な状況になっているので、これを是正したいということなんだろうと思います。ただ、これは1つ間違えると、電力会社のための改革、消費者を犠牲にするための改革になりかねない。どういうことかということ、今までインプリシドにあった効率化というのを、しなくてもいいという制度になってしまったら目も当てられないことになってしまうということなので。そうすると、これ効率化係数というのの設定が極めて重要になってきます。この資料にはちゃんと書いてあるので、その点も議論するということが書いてあるので安心はしていますが、これが非常にノミナルな値になって、結果的に電力会社というのは効率化しなくてもいいというような制度になってしまうということを私はとても恐れています。変分改定全く同じなんですけど、自分たちの都合のいいところ、コストが上がったという部分については変分改定次々と上がっていくんだけど、コストで下がったところというのはしらばっくれて、その後その収支が均等しないと困るので、コストをかき上げちゃうなんていうようなことになったら本当に目も当てられないことになる。これ1つ間違えると本当に悲惨なことになるということは十分にわかった上で、詳細な制度というのを設計していく必要があるんだろうと思います。

しつこいようですが、欧州に比べて4倍もコストが高いんじゃないのなんていうことを本当に疑われている。それは全てのものでは絶対はないというのは間違いないことではあるけれど、実際にもう10年からずっと言われ続けて、電力会社が公開を拒否してきたというようなことについて、実際には4倍なんていうのではかわいい数字に見えるぐらいものすごく非効率的な調達をしていたということも現に起こっていたわけですから、その点については十分に考えていただきたい。

次に、配電に関するクリームスキミングということが出てきて、これは前回の議論で多くの人が指摘したので、私はちょっと危機感を持っています。危機感を持っているというのは、これクリームスキミングを心配するほどたくさん出てくるのか、むしろ本当は社会的なコストはそっちのほうが下がるものが出てこないんじゃないかという逆のことを私は心配していたので、ちょっと違和感がありました。しかし、クリームスキミングが起こること自体は防がなければいけないというのは確かにそのとおりで、社会的なコストが下がらないのにもかかわらず利益が出ちゃうなんていうのは仕組みの問題があるということなんで、その点については防がなければいけないんですが、一方で、ほかの産業の例も出されていたんですけれども、クリームスキミングって懸念する人というのは非常に多くの場合には既得権益というのを保護し、競争をシャットアウトするための口実として使っているというようなこともしばしば起こっていたということをほかの産業での例というのを念頭に置きながら、そうじゃなくて、本当に社会的にコストが下がるようなものだけ参入できるという制度をつくっていくということが基本なんだということは決して忘れないようにすべき。クリームスキミングというのを目の敵にするばかりで効率化が起こらなくなるなんていうことになったら、何のための制度改革なのかわからなくなるということだと思います。

その意味でいうと、恐らくルーラルのところのコストが上がっちゃうんじゃないか、需要稠密地帯だけ切り出されるんじゃないかという心配に関しては、私、逆のことも思ってまして、今現在の発想が余りにもエリア内均一の料金が当然だと思い過ぎてるんじゃないか。需要稠密地帯というのは本来負担すべきコストというのを負担していないという側面もあるんじゃないか。それは発電側基本料金という発想と同じなんですけれども、潮流とこの見れば、むしろ電源が余りない需要稠密地帯というのは本来コストをたくさん負担しても当然なのに、それが負担されていないというのは、そのエリア内みんな料金均一であるべきだというそういう発想に毒されているんじゃないか。全く逆の方向で、クリームスキミングというのが出てきているわけですが、それも同じ発想に毒されていないかということは十分考えて、コストというのは節約できるようなところが促進するような制度設計という基本に立ち戻って常に考えていくべきだというふうに思います。

次に、設備投資というのが十分進まないのではないかと。特に、更新、新設投資というのが進まないのではないかと、こういう危機感については重要な点だと思いますし、あるいは電源のミックスという点に関してもいろいろ考えていかなければいけないというの

はそのとおりだと思います。

容量市場の設計の段階を思い出してほしいのですが、これは新設を優遇するという案もあったんですけども、あえてとらなかつたのは、容量確保するという点だけを見れば、新設だって既設だって同じなんだから、それを区別するのがおかしいという、そういう理屈でやったということなんで、これは市場メカニズムの失敗でも何でもなく、初めから容量を確保するという目的でつくられたものだと。そうすると、別の目的には十分機能を発揮しないなんていうことは当たり前のことなので、その別の目的があるんだとすれば、その点十分考えなければいけないということはあると思います。

先ほどから、4年前の市場だとか、あるいはその後が見通せないとかというのは、これについてもほかのオプションがあったのにもかかわらず、ニーズがないということになったということは十分考えていただきたい。さらに、先ほどリアルオプションという言葉があったんですが、リアルオプションは正しく経済学的に使えば、それは社会的なコストでもある。つまりフレキシビリティがなくて、投資しないということの価値が大きいというような電源というのは、それだけ社会的なコストも大きいということをはきちんと考えていただきたい。安直に市場の失敗というのに結びつけないようにしていただきたい。

いずれにせよ、そういう目的がとても重要だということがわかるので、一定の対策が必要だというのはわかりますが、それは容量市場の失敗ということでは決してないと思います。

次に、経過措置料金ですが、託送料金というのがいろいろな形で、例えば、レベニューキャップとかいうようなことによって十分効率化する、したがって今まで厳格な査定というので対応していた部分をかなりの程度代替するということになって合理的になった、それでも公的な関与があるということだとすると、それが変動した部分というのは一定の監視があるわけだから、自動的に経過措置料金のところも上げるなんていうのはまさに変分改定を合理的にするということの一番典型的な例だと思うので、それについては考える余地があると思います。

ただ、今までの料金体系が託送料金とそれ以外という格好になっていれば、非常に素直にそれ以外のところは申請がない限り一定で、託送料金のところだけ自動的に上げるなんていうことも可能なんですけど、必ずしも今の経過措置料金全てがそういう体系になっていないところが、ちょっと難しい問題だと思います。テクニカルにはそれなりに難しい問題があるということは考えた上で、しかし自動転嫁というのは合理的な方向だと思いますので、ぜひ進めていただきたい。

次に投資計画に対して公的な関与がふえるというのに関しては、この背景にはかつて料金審査の段階で発電小売部門、自由化部門のところで収支が悪化した結果として、手元不如意になって、投資が若干先送りされましたなどというような事実が出てきたというのを踏まえて、そういう不合理なことは今後とてももたないということで、一定の関与をするということになっているだけで、私は必要最小限度の介入なのではないか、民間の自由な

創意工夫を制約したり、あるいは先伸ばしする、合理的なものを先伸ばしさせないようにするという制度ではないというふうに理解しています。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、次は、オブザーバーの電事連の清水さん、お願いします。

○清水オブザーバー

電事連の清水でございます。

私からは配電事業ライセンスに関します方向性につきまして、先ほどの廣瀬委員の問いも踏まえまして、大きく3点申し述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目は、22ページの最終保障の義務主体ということについてですけれども、今回、最終保障供給及び離島供給については、いずれも一般送配電事業者に義務を課す方向性が示されておりますが、この2つは我々事業者から見ますと、全く性格の異なるものであります。というのは、最終保障供給は記載しておりますとおり、緊急避難的な措置でありまして、調整力の余力で対応すればよいものであります。その一方で、離島供給は通常時からお客様に供給する義務があるものであります。このために供給力を確保する必要があるという違いがあるというものであります。離島供給は最終保障供給とは別物ではありますけれども、離島における最終保障供給も担っているものと考えております。

若干付け加えますと、今回、資料に示されてはおりませんが、みなし小売が提供します経過措置料金も低圧の最終保障という側面があって、離島供給と同様の位置づけだというふうに理解しています。

また、ここでいいます最終保障というのは、小売を指す概念というふうに考えておりますが、仮に配電事業者が撤退した場合に、そのネットワーク事業を誰が担うのかというのは今回の資料には触れられていない別の論点だというふうに理解しているところでございます。

これを前提にしまして、3点ほどお願いをいたします。

まず、非常時の切り離し型の配電事業者エリアにおきます最終保障供給についてですが、最終保障供給を一般送配電事業者が担うとした根拠につきまして、23ページに、過去のシステム改革専門委員会の資料を抜粋した形で一定の負担に耐え、社会的責任を果たし得る能力を有しているということを挙げております。

しかしこれは小売と送配電を比較したときの評価であって、自由化された小売よりも送配電のほうが経理的基礎を国がチェックしており、お客様の信頼がありということを示しているに過ぎないというふうに考えておまして、送配電事業者の中で、誰がふさわしいかという比較とはなっていないというふうに思います。

他方、24ページの専門委員会の最終報告書では、最終保障の担い手としまして、小売の対等な競争条件確保と、それから実際の電力供給を最終的に担保するのは送配電事業者だ

という2つの観点、この観点からエリアの送配電事業者を担い手とすると結論づけております。

このロジックに従いますと、配電事業者のエリアにおいて、周波数調整を担い、実際に電力供給を行うのは配電事業者でありますので、配電事業者が義務を負うと整理するほうが自然ではないかというように考えているところであります。

次に、独立型の配電事業者エリアにおける離島供給義務についてでございますけれども、これも配電事業者が担うことが適当と考えるところであります。今回、一般送配電事業者が義務を負うべきというのは、ユニバーサルサービスとしてエリア全体で薄く、広く負担するという趣旨だというように理解をいたしておりますが、しかし議論の順番としては、あるべき義務者の議論がまずあって、その上で、公平性の観点から必要な措置を講じるというのが筋ではないかと考えるわけであります。

では、あるべき義務者としてどう考えるかという点ですが、先ほど申しましたとおり、離島供給には通常から需要に応じるための供給力を持つことが必要になってまいります。ここで送電されているのは離島、あるいは遠隔分散型グリッドという独立した系統であります。

特に、山村の系統などは新たに独立するようなケースを考えますと、一般送配電事業者はみずからの電源を持っていないことが大半だというように思います。一般送配電事業者はみずからが運用を行っていない系統において、しかも電源を持っていない状態で小売供給を義務づけられたとしても物理的に困難という状況であります。これは過去の制度と比較してもやはり無理があるのではないのでしょうか。

他方で、配電事業者は離島において発電、小売との兼業規制の適用を除外されているという記載がございますし、配電事業者が発電も小売も行うことが想定されているところであります。そうであるならば、配電事業者が義務を負うと整理するのが自然ではないかというように考えます。

仮に、供給義務は一般送配電事業者が負うけれども、配電事業者に業務を委託するというような趣旨なのだということの前提を置きましても、ネットワーク事業者としての信頼があるならば、直接義務を負わせてもそこは問題はないのではないかと考えているところであります。配電事業者の信用を補完するのは一般送配電事業者ではなくて、ライセンスを与える国の役割ではないかと考えているところであります。

それから、2点目、クリームスキミングに関してですけれども、今回25ページにおいて、クリームスキミングを防止する方針を明確に示していただいたことに感謝申し上げる次第であります。

今回、参入条件として、それ以外の地域の需要家の負担がふえることがないことを確認するとあります。この点に関して、念のための確認ではありますけれども、配電事業者のエリアは相当規模が小さいケースもあるというように考えられるところ、規模が小さ過ぎるので、多少は負担を他に寄せても、全体から見れば大した影響は出ないというようなケ

ース、こんなケースも大いに想定されているところであります。

しかし、このような運用を認めますと、モラルハザードを引き起こすと、その上に、数が積み積もって結局ほかのお客様の負担になる可能性も出てまいります。決して、小さいから何でもよいというのではなく、クリームスキミングは認めないという基本方針に沿って判断がなされることを強く希望いたします。

それから、加えまして、クリームスキミングに関連して、冒頭に申し上げた配電事業者が撤退する場合の扱いについても1点要望させていただきます。この場合に、誰がかわりを務めるのかという点は、これはほかに担い手がいなければ、エリアの一般送配電事業者が引き受ける、これはやむなしというように考えるところでありますが、ただ例えば適切なメンテナンスを行っていなかったというような場合、引き受けるために追加的な費用負担が生じる可能性が出てまいります。これも結局は他のお客様にしわ寄せが行くという点で、クリームスキミングと同じでございますので、これを防ぐための措置についても検討をお願いしたいというように思います。

もちろん参入障壁にならないような工夫、これは必要ですけれども、例えば撤退に備えた引当金を積んでおかなければ、事業の休廃止を許可しないというようなことも考え得るのではないのでしょうか。

もう一点だけお願いします。

小売事業への影響についてでございます。主系統につながっている配電事業者エリアでは従来の小売事業者からの供給を継続したまま、ネットワーク事業者が切り替わることとなります。そうすると、お客様と直接契約関係にあるのは小売事業者でありますので、参入に当たっては小売事業者への十分な説明とともに、お客様に対しても配電事業者が説明責任を果たすべきだというように考えます。

お客様はまず一般送配電事業者から配電事業者に変わるということ、それから災害時に一般送配電事業者の系統と切り離されることというのを十分認識していない可能性がありますので、またネットワーク事業者が変わることで、レジリエンスが強化されると言いますが、では系統と切り離したときに、全てのご家庭で電気が使えるのか、あるいは避難所だけが使えるのかといったレベル感まで伝わらない可能性というものがあります。また、託送料金も一般送配電事業者と必ずしも同じにはならないということなので、電気料金にも影響する可能性が出てまいります。

つきましては、一般送配電事業者と同様の規制を課すことを考え得るとともに、全員の同意取得を求めるのは参入を阻害するという意見もございましたけれども、送配電のサービス水準は小売事業者に説明できるものではありませんので、参入する配電事業者がきちんとした説明責任を果たすべきだというように考えるところでございます。

以上、大変長くなって申しわけございませんでした。委員の先生の皆様にご意見をお伺いできればというように思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

先ほど、次は大橋委員と言ったんですけれども、高村委員、早期に出るということなので、ちょっと順番を入れ替えて、高村委員、お願いいたします。

○高村委員

申しわけございません。

幾つか申し上げたいと思いますが、基本的には事務局からのご提案について異論はございません。

まず、1点目ですけれども、スライドの13のところにあります送配電網の強靱化のところですが、特に一番最後のバレットのところにあります日本全体の電力システムのより大きな便益につなげるということを目的にして、そこを参照しながらきちんと必要となる費用を評価するという点についてはぜひお願いをしたいというふうに思います。

2点目は、コスト効率化を促す仕組みでありますけれども、スライド18のところですが、これも一番最後のバレットのところですが、ご提案のように、引き続き公開での議論を原則として、そのコストの透明性をいかに高めるかということを留意していただきたいというふうに思っております。

3点目はスライドの25でありますけれども、配電事業のライセンスのところであります。こちらにある2つ目のバレットのところですが、一般送配電事業エリアの料金水準と比較して、合理的な水準になるようにということでありまして、基本的な考え方としては、クリームスキミングの議論ともかかわりますが、できるだけ配電事業に適切な能力を持つ新規の事業者の参入が進むということを制度設計の中に、基幹に据えていただきたいと思っております。

つまり新しいアイデアと新しいビジネスモデル等々を持った新規事業者が参入をすることが配電分野の合理化を進めるということを期待されますし、進めている分散型のエネルギーシステムをつくっていくという意味では大変重要な後押しになると思うからであります。

もちろん非常に高い水準の能力といいたしでしょうか、事業者の能力が問われるとは思いますが、事業がスムーズに移行されることも含めて、十分な配慮をした上で、できるだけその新規の適切な事業者の参入が進むという形での制度設計をお願いしたいというふうに思っております。

最後の点でありますけれども、スライドの34以下の電源の高経年化、ないしは過小投資についてのところであります。スライドの34のところで、適切に書かれていますように、償却が終わった効率性が低い老朽電源が温存されて新しい電源への投資が進まないというところの懸念は許容するところであります。

スライド38にもありますように、同時に再生可能エネルギーの導入が市場価格低下をする、それは再エネを大量導入したい、あるいは主力電源化をしていくという、日本の政策

の1つの狙いでもあると理解するわけですが、同時に、やはり自由化された市場においては、これが新規の投資を抑制する可能性もあるということだと思います。そういう意味では、これは論文等でも書かれておりますけれども、一定の公的な何らかの介入、政策が必要だということではあろうかと思えます。

ただ、過小投資に関して言うと、一般的な電源の過小投資問題ではなく、やはり電源ごとの特性を踏まえた過小投資の問題として議論する必要があるのではないかと考えております。これはスライドの37、38のところでは資料をつけていただいておりますけれども、例えばスライド38での世界的な火力への過小投資というのは、もちろん先ほども指摘のあった点はあるとしても、多分に気候変動政策の一環としての政策的なエネルギー転換によるところもかなりあるというふうに理解をいたします。

これはIEAの資料もつけていただいておりますけれども、そうであるとするさらにはむしろ意識的にここへの投資を転換していくということが気候変動政策との関係では必要だということを示唆して資料をつけていただいていると思えます。

これは日本についてもスライド37にありますように、この間の幾つかの火力の投資計画の廃止、ないしは中止、あるいはバイオマスへの転換というのはそうした動向も踏まえた事業者の判断、これは金融投資家からの要請を受けてということもあると思えますが、事業者の判断として行われているというふうに思っています。

そういう意味で、今、申し上げたいのは、電源の性格によって過小投資問題の見方というのは違ってこようということでもあります。

特に、火力に関して言うと、やはりCCSをつけない形の化石燃料を使用した火力発電所というのは、日本の気候変動の長期戦略ともそうですけれども、もちろんエネルギー基本計画の中にもある2050年に向けた脱炭素化、エネルギー転換との関係できちんとその方向性が決められないといけないというふうに思います。これはスライド13のところでは託送料金制度のところに書かれていましたように、日本の電力システム全体がどちらのほうに向かっていくべきで、どういう便益を実現するのかということと整合するようにこの議論をする必要があると思えます。

そういう意味で、幾つかここで提起されている問題について言いますと、やはり高年齢化したものから新しいものに、これはエネルギー効率、あるいは排出量の観点からもそうあります。

それから、排出量の話は先ほどしましたけれども、できるだけ少ないものに転換していく、つまり設備の容量の問題もさることながら、質の問題が問題になる時点になってきているというふうに思えます。

自由化のもとで、なかなか古いもののリタイアメントが進まないというのは、今回つけていただいた資料でも、39ページ目のところにありますけれども、当然ですけれども、減価償却期間が終わると、当然発電コストが下がってくるということでもありますので、そういう意味では何らかの公的介入、政策がないと、やはりそうした新しいものへの転換とい

うのは起きてこないと思います。

ご検討いただくという点について、提示されている内容について異論はございませんが、1つはやはり容量市場について、先ほど松村委員もおっしゃいましたが、量を確保する制度ということでは理解をするんですが、他方で今のスライドの39などを見ていくと、結果的に新規のものでなく、既存の設備の温存を後押しするような設計になっていないかということ、もう一度改めて検討する必要があるのではないかという点です。

それから、もう一つは、容量市場のほかに、特に容量市場について、この量を確保するというのを主たる目的とするのであればなおさらですけれども、やはり何らかの公的な形での古いものをリタイアメントして、新しいものに転換をしていくという政策の介入が必要なように思います。

それは市場とより親和的にするということであるとすると、環境性に関して言うと、プライシングをするといったようなことかもしれませんけれども、しかしそれにかかわらず、何らかの公的介入がないと、この問題は構造的に解決しないということは今回事務局のご提案の趣旨だと理解しましたけれども、ぜひそうした観点からご検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、大橋委員ですが、大橋委員の後に、圓尾委員、水本委員、村上委員、秋池委員、新川委員、こういう順番で回そうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

では、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

まず、13ページ目ですけれども、事業者みずからの効率化インセンティブを促すという観点からその設備更新、あるいは増強計画に基づいて、そのレベニューキャップを運営していくという考え方自体は私はいいんじゃないかと思います。

他方で、もう一つ、18ページ目に、一定の効率性の向上の見込みを踏まえた上での、コスト効率化の話があって、ここあたりに余り厳しくなり過ぎると、レベニューキャップと反することになるかなと。今後のことを思うと、もしかすると調達の不調とか不落はかなりふえてくる可能性があるとする、実は効率化じゃなくて、価格が上がる可能性もあるのかなというふうに思います。ちょっとそういうところも現実踏まえて運用をしていく必要があるのではないかというのが1点目です。

2点目は配電のお話ですが、まず22ページ目に書かれている配電事業のライセンスと最終保障供給の話ですけれども、最終供給一般送配電事業者に引き渡す理由として、その経営体力があるとか、社会的責任を果たし得る能力があるという整理はちょっとおかしいかなというか、もう少しディシプリンに立ち返って、最終保障を担うべき要件は何なのか、

要件というか、何で担わなければならないのかというところの整理をちょっとしていただかないと、経営体力はそれは年によっても変わるし、時代によっても変わり得るので、そうするとそれによって負担者が変わるんですかという話にもなりかねないので、原理原則が何かという整理が必要なんじゃないかと思います。

前回、私は出席できなかつたんですが、クリームスキミングが議論になったということで、これは一定程度わかる場所があって、例えば、今後人口減少を見据えていくと、今、地方公共交通というところを取り上げてみると、やはり届け出制による自由参入の結果、かなりネットワークをどう維持するかというのは深刻な問題になっているみたいなきょうがあります。

再編計画の策定とか認定とかを通じて、クリームスキミングみたいなものも今後防ぐように制度の中に取り入れていくような形になるんだと思いますけれども、やはり完璧なものではないと思います。よって、これは非常に難しい問題だと思いますけれども、考えていくことは重要なのかなと思います。

あと計量法の適用除外の話なんですが、これもぜひ進めていただければと思いますけれども、この適用除外を踏まえて計量法を変えていくというところまで持っていったらいいなと。今回は除外ですけどもうまくいって、何の問題もなければ計量法自体についてもちょっと考えを見直していただくというきっかけにいただければと思います。

最後、電源投資については、これも重要な問題で、どうやってこういう予見可能性を担保するのか、自由化の時代に、というのがあるんだと思います。1つの解決は多分長期の商品、かなり年限の長い商品をそろえていくということもあるんだと思いますけれども、そういうことも含めて、今後しっかり議論していく必要があるということにも賛同いたします。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員

3、4点申し上げますが、私も事務局資料のご提案には基本的に賛成します。意見として言いたいのは、1つだけです。

それは松村先生もご指摘になりましたけれども、レベニューキャップの導入自体には賛成しますが、調整をその後どうするかという点については、やはり相当慎重に詰めていく必要があると思っています。

例えば、需要変動ですが、私は気温の変動に伴う需要変動に限定するべきではないかと思っています。

私も昔分析したことがあるので、よくわかりますが、例えば家庭用にしても、商業用にしても、需要原単位の変化が気温要素に連動するのはかなり感応度高く計算することがで

きますので、要素を分解することができると思います。

残りのところに何があるかと考えると、例えばですけど、そんなにうまくいくとは思わないですけど、例えばある一送が需要喚起のために、他エリアから需要を取り込むために政策的に非常に安い料金にしました。その結果、工場が移転するまではいかなくても、稼働が上がるとか、うまく需要喚起することができたとすれば、とられたところも出てくるわけですね。

そういったことまで調整してしまうと、創意工夫を誘引することと逆行してしまうケースが出てくるのではないかと思います。そういった意味で、1例申し上げましたけれども、ここの調整項目というのは、非常に慎重に議論し、詰めていくべきものと思っています。

それから、あとはこの資料の読み方です。2点目は、廣瀬委員がおっしゃった設備更新計画のところ。私は、これは決して民間の活力を生かしてきたところに何か逆行するようなものではないと思っています。託送料金審査に少なからずかかわってきた立場で言いますと、結局、電力会社からきちんとこういう設備が必要なんだということを、審査の場合は向こう3年間ぐらいですけれども、説明していただいて、納得すればその設備投資に対して、止めると求めたことはないですし、適正な費用は全部折り込んできたわけです。

ただ今回、問題になっているのは、高経年化対策ということで、非常に長期にわたって考えなきゃいけない問題、さらにそれが顕在化すると非常に大きなコスト負担になる、国民負担になるものに対して、それを認めないというのではなく、それが出てきたときに、納得感を持ってみんなが託送料金に上乗せて支払うために、ずっと長期の計画をつくって毎年、毎年こんな努力をしてきて、コストも下げる努力もしたし、平準化する努力もしたし、でもこういう避けられない高経年化対策があるので、託送料金として認めてほしいと言われたときに、その是非を判断しやすいように、計画をきちんとつくっていただきたいということです。なので、決してその民間の活力を削ぐというものではないと理解しています。

それから、設備の高経年化、電源投資の状況ということで、34ページの平均設備年齢というグラフが左側に出ています。さっきから皆さんの意見をお聞きしていると、設備が古くなることに対して、懸念を持っていらっしゃる意見が多いと思うのですが、私はこのグラフ等を見て、決して短絡的に設備の平均年齢が上がるのが悪いことだと認識していただきたくないと思っています。

つまり一番左の85年当時は、とにかくkWもkWhで見ても、日本の電力需要は右肩上りでガンガン上がっているときで、だから今は使わなくても設備を作っておけば将来必ず必要になるとみんながどんどん設備投資に邁進していた。それが国民にとってハッピーな状況だったわけです。

ところが、95年ぐらいを境に、kWもkWhもだんだん伸びなくなってきて、効率的な設備形成を目指すようになり、今は何が求められているかということ、新しい設備をつくることももちろん大事なんですけれども、今ある設備をいかに低コストでメンテナンスしな

がら、少しでも長く有効活用するかという点も目指していかなきゃいけないわけです。

そうすると、必然的に設備の平均年齢というのは上がって行くわけです。今の電力会社が相当な努力を積み重ねて、かなりやるべきところまで、やり尽くしているのであれば別ですけれども、必要なコストを最小限に押さえながら、なるべく長く有効活用するという点では、まだまだ道半ばにあるのだと思います。ですから、決してこれは悪いことではないというのは認識しておく必要があると思います。

それから、関連しますけれども、小野委員もご指摘になっている、投資が進まないのではないかという点についてです。事務局の資料では、39ページにあるように、市場価格がボラタイルであることが、その理由として掲げられています。それはもちろん正しいと思います。

ただ、ものの値段がボラタイルだからビジネスができないなんて言い始めるとどんな事業だってビジネスできません。もちろん原因としては否定しませんが、それ以上に重要なのは、原子力の見通しであったり、再エネの技術革新、コスト低減の見通しであったり、蓄電池の見通しであったり、エネルギー全般がどう大きな流れとして動いていくのかが見定めにくいというところが、根本的な理由だと思っています。

ですから、少なくともエネルギー政策が非常に明確化されたものであり続け、かつ非常に納得感があるのが大事なところであって、決してこの値段がボラタイルだということが第一の理由ではないと認識しておく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、水本委員、お願いします。

○水本委員

ありがとうございます。

私も事務局からご提示いただいている方向性に関しては基本、異存ございません。

それから、今回改革のスケジュール方針、あるいは他委員会での論点を本文中の適所でご紹介いただきましてどうもありがとうございます。

私からは産業の立場で2点ご意見を申し上げさせていただきたいと思います。

1つ目が、やはり電源に対する事業者の投資のインセンティブなんですけれども、今、圓尾委員からもご紹介があったとおり、エネルギーの全体を俯瞰した中で、産業界としてはやはり安定した量と価格の電源というものを供給していただきたいですし、それをつくっていただきたいという中で、計画それから建設に時間もかかりますし、それから減価償却の年数も長いという中で、そういう中で投資のインセンティブを持てるようなものを考えていただけたらと思います。

2つ目は、託送料金制度なんですけれども、産業的には託送料金が上がるということは困るわけで、電力全体のシステムを俯瞰して設備投資を継続させる仕組みとコスト削減の

インセンティブというのを進めていただきたいんですけども、具体的に運用する際に、やはり送配電のアセットの稼働率をどうやって効率させるかということで、託送料金というのは分母分子でコストを下げるか、託送する電力量をふやせばいいというようなところがあるんですけども、そこに電力量をふやすというところでは、今後再エネの比率を上げていこうという中で、必要な送配電の容量と実際に流れる電力量というような関係で、それが減ってしまうと料金が自動的に上がってしまうので、その辺はやはり発電側に蓄電池を導入するというようなこととか、発電再エネの変動抑制というようなところをぜひ奨励していただいて、システムの負担をふやさずに再エネを捨てずに、そしてP15で紹介していただいたような不可避な投資や費用についてなるべく抑えるというようなあり方を導入していただきたい。特にふえるというような絵が描いてあるんですけども、ここが二重投資にならないように、どうすれば費用対効率の高い投資配分ができるのかというところで、それを実現させていただければと思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。

私からは大きく3点申し上げたいと思います。

まず、社会課題解決のための電力データの活用についてですが、この案では情報銀行を通して賛同した方の情報しか、いわゆる社会課題解決にも活用できないというふうな理解で正しいかどうか、まず確認したいと思います。と申しますのは、社会課題によっては必要なデータにいろんなレベルがあると思っていて、それが必ずしも情報銀行と契約しないと使えないデータなのかどうかとかということが、私自身十分理解できていないだけなのか、それとも議論できていないのかということを確認したいからです。

例えばこの社会課題の中に記載されている避難所の設置計画などは、必ずしも個人情報でなくても、ある程度の狭いエリアで、近い過去の固まったデータというんですか、リアルで動いているデータではなくて、固まったデータでも十分意味のある活用ができるのではないかと思いますし、空き家情報などは逆に、空き家かどうかわからないのを判定するために必要だということになると、人が住んでいないところの情報は開示されない、という状況が起こるので意味をなさないことになる。一方高齢者の見守りなんかはやはりリアルタイムに動いている情報が必要ということだと思います。なので必要なデータは個人なのか、エリアなのか、過去の情報でよいのか、あのリアルタイムなのか、そういうところをもう少し社会課題によって切り分けて、必ずしも情報銀行でないといけないのかというところを整理していただければというふうに思います。

同じ情報の扱いで2点目は、情報銀行についてです。5ページですが、やはり一番気に

なるのが、そのデータをちゃんと責任持って運用できるのかというところで、損害賠償の責任を負うかどうかというところも大切になってくると思います。今の記載では、モデル約款の記載事項であることというふうになっているんですが、その次の7ページのところでは、モデル約款の記載事項に「準じた」と書かれています。これはつまりは必要条件、必須条件になっているのか、なっていないのかということを確認したい。必須にされるべきではないかなというふうに思います。

3点目、同じく情報銀行ですが、9ページの図で情報の流れは何となくわかるのですが、お金の流れがどうなるのかが消費者としてイメージが湧きません。どういうビジネスモデルで、誰がコストを負担し、どんな便益を得るのかということ、もう少しお金とセットで説明いただきたいと思います。それがわかることで安心できるのか、もしくは協力したいと思うのか、思えないのか、そういうことも考える判断基準になると思うのです。

以上が情報に関するコメントです。

あとは2点はすごく簡単に手短かに申し上げます。配電事業ライセンスの件で前回、住民説明とか住民合意というのをどうされるのかという質問をさせていただきましたが、今回の資料でちょっと読み取れなかったのも、そこを補足していただければと思います。

3点目は今後の電源に対する投資についての意見なんですが、私も高村委員がおっしゃっていた脱炭素との整合性という大きな方向性をきちんと押さえた上での促進施策が必要だと思っております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございます。

ご質問もございましたけれども、全体を通して後で対応していただきたいと思います。

では、秋池委員、お願いします。

○秋池委員

ありがとうございます。

事務局が出してくださった方向性で全体にいいと思っています。効率化のインセンティブというものが導入されていくことというのもよいと思っております。

次に、17ページにあります、設備更新計画などにつきまして、更新を上手にやっていくということについてですが、設備更新計画、それから設備の増強計画というものを届け出て、その後に公開の場で議論をするということがありますが、このときに適切な費用が適切に算入されるということが重要だと思っております。それが算入されないことによって必要な投資ができずに、結果的に社会的にコストが上がってしまうというような議論というか制度にならないように取り組んでいくことが重要かと思っております。

それからもう一つ、18ページにあるコストの効率化ですけれども、前回伺って仕様の統一化ということが示すものについてわかりまして、進めていったらと思っております。一方、海外とか効率的な事業者のことですけれども、気象とか地理的な条件で必ずしも対応

している状況が一律でないというようなこともありますし、電力の質に対する考え方というのは、幾らか国によって違うというようなところもあるのかもしれませんが、単位当たりのコストとか、一定の効率化の見込みということを課すときには、そのあたりが日本に合ったいい仕組みであるように、一律に課すというところについてさらに議論を深められたらというふうに思うところです。

それから、配電事業ライセンスについてですけれども、新しいことで本日もいろいろなご意見も出ておりますが、いろいろな論点がありますので、先ほど事務局のご説明にもありましたとおり、多面的な視点、それから長期的な視点から議論を続けていって、よい制度にできればと思っています。

最後に電源のことですが、大きい投資でありまして、そして長期に回収するというものにもなります。そもそも社会そのものの不確実性が高いということもありますので、制度が幾らかでも予見可能性を高めるというようなものであればというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、新川委員、お願いします。

○新川委員

では2点だけ申し上げます。

1点目が情報銀行の部分で、資料の8ページ目になります。ここに提案されているとおり、電事法の適用対象事業者というんですか、中立機関、電気に関する情報を扱う情報銀行というものを電事法の適用対象に位置づけて監督を及ぼすという考え方は賛成です。電気の場合、ネットの購買情報とかと違って、母体となるデータを持っている人の数は非常に多いということと、あと高齢者の方とかさまざまな方が入っておりますので、一旦委任契約して、情報銀行って契約していくわけですけれども、契約の意味合いがちゃんと理解できない方も往々にしているのではないかなという不安もありますので、そういった意味で国の監督下に置いて見ていくという制度設計のほうがみんなが安心して入ってくれるんじゃないかというふうに思いました。何らかの行為規制というのを課したほうがいいんじゃないかと思います。

認定団体が誰が認定するのかということと、複数の事業者立ってくるのかというあたりは、今後の検討課題だと思うんですけれども、認定団体については一般の総務省とか経産省さんのほうでつくっていらっしゃる情報銀行の考え方のガイドラインみたいなのがあると思うんですが、あそこで設定されている認定団体で一義的には細かいこともあるのでチェックされるんだと思うんですけれども、認定団体の審査が通るとそのまま電事法下の事業者としてスルーで入ってくるのかどうかといったあたりも今後検討する必要があるかなというふうに思いました。あとは認定の取り消しの仕組みも電事法に入れる必要があると思います。

これに関連するので、もう一つ思ったのが、スマートメーターとかから上がってくるいろんな個人情報の中で、生の個人情報じゃなくて匿名加工した情報というのを使えるようになる、いろんなビジネスモデルが考えられるんじゃないかというふうに思うんですけども、そのときに今の情報銀行の仕組みだと、契約した人しか情報を流せないと思うのですが、匿名加工を認定団体にやってもらうのがよいのではないかと思うので、個人情報そのものを使うことには同意しない人のデータを匿名加工して使うこともできるよう、電事法の目的外利用の条項を変えるときに検討したらよいのではないかなというふうに思います。

以上が情報関係です。

2点目が配電事業の部分ですけども、22ページになるんですか。ここは難しい問題だなと思ってお伺いしていたのですが、まず24ページの資料で、自由化のときに最終保障供給と離島供給義務というのが一般送配電に課された大きな理由としては、小売事業に自由化で参入してくる人をふやそうと思ったときに、こういった重い義務を課すと参入が進まない、競争促進の観点から、誰かに負ってもらわなきゃいけないので一般送配電さんにやっていただくということになったというふうに、このページを見て理解したんですけども、同じ考え方でいくと、今回の場合はネットワークの義務を負えるような主体しか配電のところには入ってこないということを考えると、競争力とか事業規模というのが、小売対旧一電さんとの関係とはかなり違う形になる可能性はあるんじゃないかなというふうには思いました。

したがって、この問題は配電ライセンスの要件をどう設定していくかということとリンクしてくると思います。私もどっちがいいかわからないんですが、参入しようと思っている人は小売供給の責任がくっついてくると、配電ビジネスをやろうと思っているのに、参入する人が非常に減ってしまうんだと、せっかくライセンスを入れる意味がないので、どういった人たちがこれを入れてくるかという、どういうビジネスをしようと思っておられるのかということも踏まえて、義務を課すか否かを考えていく必要もあるのかなと思って、お話をお伺いしておりました。

もう一つ思いましたのが、21ページを見ると、今の配電系統というのは一般送配電事業者が持っているわけで、一般送配電がそのうち配電設備をライセンスするなり譲渡するという行為をしないと配電ビジネスができないわけなので、これはさすがに譲渡義務はあったり、ライセンス、使用許諾するのを義務づけるということはないんだというふうに思うので、基本的に自由裁量の範囲にまず任せるという前提だと仮定しますと、一般送配電がこれでやっていいと思うような仕組みじゃないと、結局せっかくライセンス入れても、そのところが進まない、ビジネスとして参入することが事実上できなくなっちゃうんじゃないかという気はいたします。

したがって、そういった意味でも一般送配電側がある程度負うリスクというのを納得できるような形で制度設計しておかないと、ライセンスを使っても結局配電設備の譲渡のと

ころができないということになってしまう懸念があると思われました。

撤退のときどうするかという条件も譲渡契約の中で別に買い戻し特約とか入れることはできるわけなので、契約関係をどういうふうに設定していくかによって、ある程度調整していけると思っていますので、そのあたりも細かく考えて制度を最終的に決める必要があるのではないかと思ったところです。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後、オブザーバーの方3人お立ちですので、まず東京ガスの菅沢さん、それからエネット、川越さん、風力発電協会、鈴木さん、この順番でいきたいと思っておりますけれども、中断があったんですけれども、予定の12時過ぎていますので、簡潔にご発言いただければと思います。

まず、菅沢さん。

○菅沢オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは34ページでございます電源の投資状況の部分につきまして、電源を新設するという部分と、電源の多様化・分散化というこの2つの観点から2つ意見を申し上げます。

まず、1点目の電源の新設につきましては、効率の悪い老朽電源が温存されることで、新設の電源の投資が進まないという事態を避けるために、インセンティブを与えるという意味で投資予見性と、系統枠の確保、この2点が大きなポイントと考えています。

予見性の確保につきましては、今、ご議論等もありましたとおり、容量市場の創設によりまして一定程度担保されるものとは考えてはおりますけれども、老朽電源の退出と新設電源の投資という好循環、これが促進される制度として機能するかどうか、こういった視点で39ページにご記載いただいているように今後検討を進めていただきたいと思います。

系統枠の確保につきましては、実はより深刻な問題であると受け止めております。接続費の増大であるとか、あるいはノンファームの接続を余儀なくさせられるといった状況が現に首都圏の一部で顕在化してしまっていて、電源をつくりたい、投資をしたいということがあったとしても、それが行えないという切実な問題が起きています。系統枠につきましても電源の新陳代謝、こういった観点から適切な系統利用のあり方をご検討いただきたいと思います。

次に、2点目の電源の多様化・分散化につきましては、再生可能エネルギーについてのご記載がございますが、これに加えて蓄電池であるとか、あるいは自家発、こういったものの導入を拡大していくことがエネルギーの多様化及び適切な調整力の確保、これを促進していくことにつながる重要なことだと思っておりますので、こういった視点を考慮してご検討いただければと思っております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、エネット、川越さん。

○川越オブザーバー

ありがとうございます。

19ページ目の託送料金と小売料金の関係について小売事業者としてご意見を1つ申し上げたいと思っております。

こちらの19ページの資料にも参考の新電力オブザーバー意見に書いておりますが、託送料金の変動だけではなくて、高度化法対応においても小売競争の懸念がかなりあると考えております。高度化法の目標を達成するためには、非化石証書等を購入しなければいけません。これらを小売料金に転嫁するか収益に飲み込むかということの選択になります。公平な競争環境が今後とも担保されるという観点では、高度化法の対応費用についても経過措置料金に自動的に反映するような制度措置も考えられると思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、風力発電協会、鈴木さん、お願いします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは2点、検討の要望として申し上げさせていただきます。まず、配電事業並びに電源の多様化・分散化のところにかかわる部分なんですが、再エネの導入促進の立場で申し上げたいというふうに考えています。

まず1つですが、最終的に配電事業のところから見た場合、すなわち小売と配電の事業のほうから需要家側での電源の選択の自由度を上げる方向で、この制度設計を進めていただきたいというお願いです。

それから2点目は、配電事業のライセンスの話ですが、地域の防災計画あるいは潮流合理化といった話も先ほどからご説明にありましたが、これらを地域の特性に合わせて計画できるようなエリアなのか、実際の自治体の地割とは全然違う系統で実際の配電ネットワークは形成されていると思っておりますので、そこを勘案した地域の配電の計画といったところを進めていただければと、この2点でございます。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

ご発言ご希望は大体以上でよろしゅうございますでしょうか。

そうしますと、ご質問もございましたので、まず事務局からこの場で対応できるところをお願いしたいと思います。

○稲邑調整官

いただいたご意見を踏まえまして、幾つかコメントをさせていただきます。

まず、配電事業のところについて、委員の皆様、オブザーバーの皆様を含めていろいろご議論いただいたところでございます。まさに今、提案させていただいていますのは新しい制度でございますので、いろんな状況を想定して、例えば廣瀬委員がおっしゃったように、一旦配電切り出したら、その後、一般送配電に戻ってくる場合、こういった場合に適切なメンテ、ちゃんとやらないとおかしいんじゃないか。こういったことをいろいろ想定しまして、どういう基準でやっていくかという制度づくりの詳細を検討する必要があります。その中で例えば新川委員がおっしゃったように、契約をどういうふうにやりながら、そういった問題が発生しないように担保するか。大きな方向性としては、高村委員、松村委員がおっしゃったように、新規参入をしっかりやりながら全体の社会コストを下げっていく、こういった視点も必要じゃないかと、こういうご議論ありましたので、次回以降も引き続きこういった論点について掘り下げられるようにしたいというふうに考えております。

それから、電源投資の論点についても、皆さんから多くご議論いただきましたので、次回以降、ここをいただいたポイントを踏まえてご議論を深めていただければと思っております。

1点、村上委員から前回の議論の中で住民への理解のところにご議論ありまして、これ配電事業のところというよりは、遠隔型の分散グリッドをつくるパターンの山間地域等で長い送配電網を維持するコストと、分散型にした場合とで安定供給、それから経済合理性を含めて判断した場合にそこを独立でやるパターンのときに、こういった場合に住民への説明、ご理解が重要じゃないかという、こういう論点の流れで説明していただいたポイントでございます。

それから、電力データの使用と個人情報の関係について、下村室長のほうからお答えさせていただきます。

○下村室長

村上委員からデータ活用につきまして3点ご指摘、ご質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、解決すべき社会課題に応じて用いるデータは異なるのではないかと、こういうご指摘をいただきました。まさにご指摘のとおりでございます、個人が識別できない程度にまで統計加工化された統計情報につきましては、これは個人情報性がございませんので、個人情報保護法上も同意を得て取り扱うべき情報には当たりません。したがって、こうした情報については実は既にさまざまな事業者の間でこういう活用方があるのではないかと、あるいは自治体なんかも含めて、その活用法は既に模索されているところでございまして、この話はまた別の話として、それはそれで議論が進んでいる話というふうにご理解いただければと思います。

それから、2点目のモデル約款の記載事項で損害賠償責任の規定でございます。まさにガイドラインに示すモデル約款におきまして、情報銀行が損害賠償責任を負うと、こういう約款が公表されているところでございます。情報銀行の認定基準においては、個の内容が盛り込まれていることが認定基準とされてございますので、準じたということが書いてございますけれども、種々の内容が含まれていることが必要条件というふうにご理解いただければと思ひまして、こちらの制度設計でもそれを念頭に詳細を議論していきたいというふうにご考えてございます。

それから3点目、お金の流れと便益の流れがわかると、より安心ができるというふうにご指摘をいただきました。この点に関しては、スライド5をごらんいただければと思ひます。情報銀行の基本的なコンセプトでございますけれども、赤いところで個人がみずからの情報提供に関する同意について情報銀行に委任をすると。それはその委任によってどういう便益が情報銀行だったり、あるいはその先にある情報提供先からもらえるのかということ、その便益が自分にとって有益なものであれば、それは同意をするし、それに関心がなければ別に同意をしないと、こういう仕組みでございます。したがって、例えば同意をすることによって省エネ診断が受けられる。これは便利なサービスだから同意をしようとか、あるいは見守りサービスが受けられる。これは便利だから同意をしようということで、その便益に応じて個人がそれぞれ同意を判断していただくと、こういうスキームを考慮してございます。

では、お金についてはどうなるかというところでございますけれども、このときのお金については基本的にはシステムの開発あるいは運用費用ということになってまいります。このコストにつきましては、今度スライド9をごらんいただいたほうがわかりやすいかと思ひますけれども、これはこの情報提供で受益を受ける情報提供先、緑のところ、この人たちと、それから一般送配電事業者、この人たち間でどういうふう負担をしていくのか。これについて今、詳細議論をしてございます。いずれにしても需要家が何か情報銀行に対して直接お金を払うということは今、考慮していませんので、そこはご安心いただいて、自分の情報と選べる便益というところが需要家様にとってのポイントになってくるというふうにご理解いただければと思ひます。

○村上委員

それでは、得られる便益に従って、そのサービスを購入するという、消費者としてはそういうイメージになるのでしょうか。

○下村室長

サービスを購入するというか、個人情報提供に同意をしていただくという意味です。

○村上委員

得られる便益。

○下村室長

それによって便益が得られると。例えば見守りサービスが受けられるようになるとか。

○村上委員

それは無料で得られるということなんですか。

○下村室長

それはこの情報提供先と……

○村上委員

によるということですね。サービスによるということですね。

○下村室長

はい。

○村上委員

わかりました。

○曳野課長

配電ライセンスの関係に関して幾つか、何人かの委員の方とオブザーバーの方からクリアルスキミングも含めた議論というものをいただきました。ここで言う典型的なものとしたしましては、社会的に全体としてのコストが上がってしまうのだけれども、特定の方から見れば負担が下がるというようなケースについてどう考えるかということだと思っております。例えば再エネの賦課金を特定の人が払わないといったときに、実は社会的に見ればコスト高、あるいは公平性を欠く。つまり、導入したいインセンティブはあるのだけれども、ほかの人については純粋な負担増になり、かつ社会的な負担も合計で言えば上がってしまうというケースがあり得ます。こういう場合には本当にこれを入れるべきなのかというのが典型的なケースかと思うのですが、その上で、配電ライセンスについて域内とそれ以外の区域の取り扱いの同一性を厳密に求めるかどうかということにつきましては、制度の趣旨に照らしてよく今後ご議論いただければというふうに思います。

B t o Bの取引であれば、先ほど松村委員からもお話がありましたけれども、例えば厳密に同一でもなくて、例えば発電場所を選ぶ際に効率的な立地を促すという観点から、まさに発電側基本料金の導入というのは検討されていまして、これは先ほど水本委員からご指摘いただいたネットワークの効率的な利用とか蓄電池を使うことによって効率性を上げるとか、まさにそういうところにつながるという趣旨だと理解をしています。

B t o Cの場合に特に一般の方に対して、住む場所の選択について促すかというところについては、必ずしもそういう今申し上げたようなほどの制度があるわけではありませんけれども、例えば私が承知している限りでは、新しい需要地が、1キロ以上だったと思うんですけども、既存系統から離れた場合には、配電線の設置費用については特定負担になるということで、必ずしも全て地域の皆さんでお支払いしているということではないと思います。もっと言えば、今の制度という建て付けが地域別の託送料金ということになっておりますので、それを前提とすれば地域内の公平ということではありますが、逆に言えばこれは経産大臣の許可の結果として、場合によっては同一県内であっても託送料金というのは異なるということにはなっております。公共料金で言えば、水道、ガスなどは地

域ごとに大きな違いはあるということです。電気の場合には離島供給約款などもございますので、基本的にはできるだけ差を小さくしようというようなことはやっていますが、あくまで相対論であって、別の議論の場では、例えば全国统一の系統負担ということについて、地域間での違いがある中でどう評価すべきかというような議論がまさにございました。したがって、必ずしも、常に厳密な同一性を要求しているということではなかったというふうに理解しています。

いずれにせよ特定の方々にとってプラスマイナスなのかといったときに、「1人でもマイナスが生じる場合には、できない」ということであると、相当、できる範囲というのは限られてくると思います。全体にとってプラスかどうかという観点と、個別の方によってプラスマイナスかという観点、それぞれあるかと思いますが、本日いただいた議論も踏まえて事務局としてもよく考えてまいりたいと思います。

○山地委員長

事務局からの対応は以上でよろしゅうございますでしょうか。

今の事務局からの対応を踏まえて、またご発言ご希望がありましたらお受けしますが、よろしいですか。

特にないようでしたら、本日の議論、ここまでとしたいと思いますが、本当に熱心にご議論いただきありがとうございます。きょうは事務局からご説明いただいた論点について、方向性については異論なしということだったと思うんですけれども、各論についてはいろいろご注文もついて、意見の違うところも少しあったので、今後検討を深掘りすべきだと思います。

個人情報提供については実際の運用のところで幾つか確認があったわけですが、1つは託送料金制度、レベニューキャップという方向性に関して異論はなかったと思いますが、やっぱり調整のあり方というんですか、そこのところに幾つか貴重なコメントをいただいたと思います。

それから、特にたくさんコメントをいただいたのは、1つは配電事業ライセンスのところで、これは全体としての効率化に資するんだということ。それから新しいビジネス展開を妨げないとかというのもあるけれども、やっぱり最終保障供給のあり方とか、それから従来議論してきたクリームスキミングに対する対応とか、そこに関してはいろいろ課題もあるなと思って聞いておりましたので、ここもちょっと制度を少し検討を深めていく。

それからもう一つ、一番最後の論点でしたけれども、特に電源の投資、特に長期投資です。これはやっぱり長期的な予見性の低下というのは市場活用とかという政策目標にもよるんだというコメントもありましたけれども、やっぱりその低下があることは事実でありまして、非常に新設に関しては不確実性が増していて、なかなかこのままでは望ましくない状況が生まれるおそれがあると。やっぱりここは検討していくべきだということに関しては皆さん一致だと思うんです。ただ、どうすべきかというところはいろいろご意見いただいたということかと思っています。

ということで、本日の先生方のご意見を踏まえて、事務局はまた論点を深掘りして、次回以降、また議論の資料をつくっていただきたいと思います。

ということで、きょうは思わぬ中断がございましたけれども、20分程度延長ということで終わらせていただきます。

次回以降の開催は事務局からお願いします。

○稲邑調整官

次回の開催については、いつもどおり直接委員の皆様にご連絡させていただくとともに、日程が決まり次第、経産省のホームページでもお知らせいたします。

○山地委員長

ということで、本日の会合、以上で終わります。

—了—